



暑中お見舞い
申し上げます

FP NEWS

TAX & ASSET
MANAGEMENT



(編集発行人)

ザイコム・ジャパン株式会社

代表取締役 山村英治

〒150-0034

東京都渋谷区代官山町17-1
代官山アドレス・ザ・タワー1812

TEL 03-5728-8360

FAX 03-5728-8361

info@zaicom.jp

◆ 8月の税務と労務

8月

(葉月) AUGUST

11日・山の日

- 国 税 / 7月分源泉所得税の納付 8月10日
- 国 税 / 6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 8月31日
- 国 税 / 12月決算法人の中間申告 8月31日
- 国 税 / 9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 8月31日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日
- 地方税 / 個人事業税第1期分の納付
都道府県の条例で定める日
- 地方税 / 個人住民税第2期分の納付
市町村の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	



eLTAX 地方公共団体で組織・運営する(一社)地方税電子化協議会が地方税の申告、申請、納税等の手続きをインターネットで電子的に行う地方税ポータルシステム。ポータルセンタで一括で受け付けた申告データ等を各地方公共団体へ送信するため、経理担当者の事務手続きが簡素化できます。なお、今月25・26日には休日も運用されます。

地積規模の 大きな宅地の評価のポイント

平成三十年一月以後の相続、遺贈又は贈与から、宅地の評価方法として「地積規模の大きな宅地の評価」が適用され、従来の「広大地の評価」は廃止となつています。

土地所有者の中には、相続税等に大きな影響を受けるケースもあるのですが、ここで整理してみます。

1 制度の目的

広大地とは、その地域における標準的な宅地に比べて著しく地積が広大な宅地のことで、その評価は戸建て分譲を行う場合に道路・公園等の負担が必要であることなどを考慮して、面積が広くなるほど評価額が減額されてきました。

しかし、これまでの広大地の評価方法では、土地の形状により、それを加味して決まる取引価格と相続税評価額が大きく乖離している事例が多く発生したため、二十九年程度税制改正大綱

で広大地評価について、各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価する方法への見直しや適用要件の明確化が盛り込まれ、二十九年十月に国税庁が財産評価基本通達を見直しました。

2 地積規模の大きな宅地の評価の概要

- (1) 地積規模の大きな宅地とは
三大都市圏においては五〇〇㎡以上の地積の宅地、三大都市圏以外の地域においては一〇〇〇㎡以上の地積の宅地をいいます。しかし、以下の宅地については、適用対象から除かれます。
① 市街地調整区域（都市計画法第三十四条第十号又は第一号の規定に基づき宅地分譲に係る同法第四条第十二項に規定する開発行為を行うことができる区域を除く）に所在する宅地
② 都市計画法の用途地域が工業専用地域に指定されている地域に所在する宅地

- ③ 指定容積率が四〇〇％（東京都の特別区においては三〇〇％）以上の地域に所在する宅地

- ④ 評価通達二二―二に定める大規模工場用地

(2) 対象となる宅地

地積規模の大きな宅地の評価の対象となる宅地は、路線価地域に所在するものについては、地積規模の大きな宅地のうち、普通商業・併用住宅地区及び普通住宅地区に所在するものとなります。

倍率地域に所在するものについては、地積規模の大きな宅地に該当する宅地であれば対象となります。

なお、市街地農地等については、地積規模の大きな宅地の評価の適用要件を満たす場合には、宅地への転用するには多額の造成費を要するため、経済合理性の観点から宅地への転用が見込めない場合等を除き、適用対象となります（市街地周辺農地、市街地山林及び市街地原野も同様）。ただし、路線価地域にあっては、宅地の場合と同様に、普通商業・併用住宅地区及び普



通住宅地区に所在するものに限られます。

3 評価方法

- (1) 路線価地域に所在する場合
路線価に奥行価格補正率や不整形地補正率などの各種画地補正率のほか、規模格差補正率を乗じて求めた価額に、その宅地の地積を乗じて計算した価額によって評価します。

- ① 評価額＝路線価×奥行価格補正率×不整形地補正率などの各種画地補正率×規模格差補正率×地積（㎡）
- (2) 倍率地域に所在する場合
次の①の価額と②の価額のいずれか低い価額で評価します。

それぞれ次に掲げる図表1のとおりです。

$$\text{規模格差補正率} = \frac{\text{A} \times \text{B} + \text{C}}{\text{地積規模の大きな宅地の地積 (A)}} \times 0.8$$

注) 上記算式により計算した規模格差補正率は、小数点以下第二位未満を切り捨てる。算式中の「B」及び「C」は、地積規模の大きな宅地の所在する地域に応じて、

- ① その宅地の固定資産税評価額に倍率を乗じて計算した価額
- ② その宅地が標準的な間口距離及び奥行距離を有する宅地であるとした場合の1㎡当たりの価額に、普通住宅地区の奥行価格補正率、不整形地補正率などの各種画地補正率のほか、規模格差補正率を乗じて求めた価額に、その宅地の地積を乗じて計算した価額
- (3) 規模格差補正率

規模格差補正率は、上の算式によって計算します。

図表1 ①三大都市圏に所在する宅地

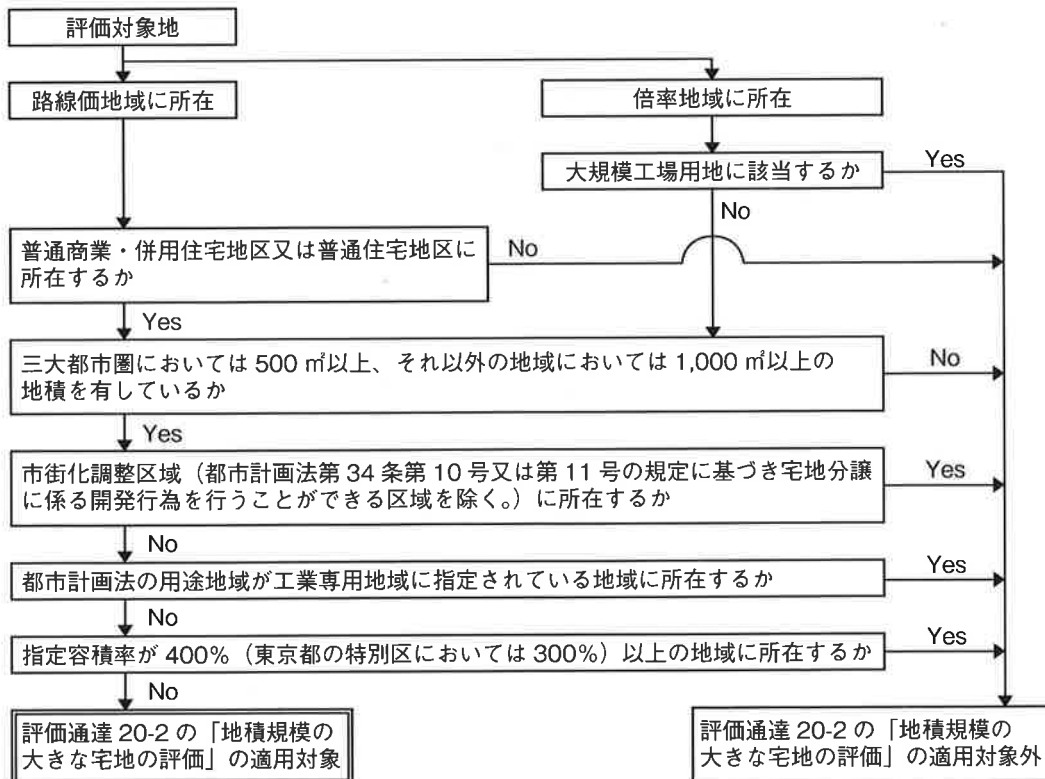
地区区分 記号	普通商業・併用住宅地区、普通住宅地区	
	B	C
地積 (㎡)		
500以上 1,000未満	0.95	25
1,000 " 3,000 "	0.90	75
3,000 " 5,000 "	0.85	225
5,000 "	0.80	475

②三大都市圏以外の地域に所在する宅地

地区区分 記号	普通商業・併用住宅地区、普通住宅地区	
	B	C
地積 (㎡)		
1,000以上 3,000未満	0.90	100
3,000 " 5,000 "	0.85	250
5,000 "	0.80	500

(国税庁資料)

図表2 「地積規模の大きな宅地の評価」の適用対象の判定のためのフローチャート



暑中のご挨拶



暑中お見舞い申し上げます。

日本年金機構が約500万人分の受給者データの入力を委託した東京都内の情報処理会社が、契約で別業者への再委託を禁止されていたにもかかわらず、中国の業者に個人情報を入力業務を再委託していたことが判明し、その結果、自治体とのマイナンバー連携が遅れました。企業のコンプライアンスの欠如と日本年金機構の入札業者に対するチェック不足が明らかになりました。

政官民を挙げての施策により訪日外国人旅行者数は右肩上がりが続けていますが、平成30年度税制改正では、さらなる訪日外国人旅行者数増加や観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源確保として「国際観光旅客税」が創設されました。来年1月7日からの出国1回について1,000円が徴収されます。

政府によると、今年に入り我が国経済は堅調に推移し、設備投資は生産性向上や省力化のための投資で積極的な動きとなり、雇用も有効求人倍率が高水準で推移して、個人消費も高額商品が好調となっているようです。中小企業者全般がこれを感じられるようになることが期待されます。

皆様の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

相続時精算課税を適用後に 少額の贈与をしたとき

相続時精算課税をいったん選択した場合の特定贈与者からの贈与については、暦年課税に係る贈与税の基礎控除の適用を受けることはできません。そのため、「相続時精算課税選択届出書」を提出した年分以降、特定贈与者からの贈与により取得した財産については、たとえ贈与税の基礎控除額の110万円以下であったとしても、贈与税の申告をする必要があります。なお、期限内に申告しなかった場合には、相続時精算課税の特別控除の適用を受けることはできません。

また、将来の特定贈与者の死亡に係る相続税の計算の際に、相続時精算課税の選択後に特定贈与者から贈与を受けた財産は、贈与税の申告の有無にかかわらず相続時精算課税適用者の相続税の課税価格に算入しなければなりません。

医療費控除 補聴器の購入費用

医師による診療や治療などのために直接必要な補聴器の購入のための費用は医療費控除の対象となります。

ただし、一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額に限られます。この補聴器が医師による診療や治療などのために直接必要か否かについては、診療等を行っている医師の判断に基づくものでなければなりません。

せん。
そのため、一般社団法人耳鼻咽喉科学会が認定した補聴器相談医が、「補聴器適合に関する診療情報提供書」等によって、補聴器が診療等のために直接必要である旨を証明している場合に、当該補聴器の購入費用が、医療費控除の対象となります。

通勤災害の認定・ 保険給付等（労災保険）

労災保険では、工作中や通勤途中の災害により生じた傷病に対し、保険給付が行われます。今回は、通勤途中の被災について見ていくこととします。

一 通勤災害とは

(一) 原則

労災保険における「通勤」とは、就業に関し、次の①から③の移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するもの（例えば、緊急用務のため休日に呼出しを受けて出勤するなど）を除くものとされています。

- ① 住居と就業の場所との間の往復
- ② 就業の場所から他の就業の場所への移動
- ③ 住居と就業の場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動（例えば、転任

に伴い、住居と就業の場所との間を日々往復することが困難となったため住居を移転し、配偶者等と別居することとなった労働者の住居間の移動など。

「合理的な経路及び方法」とは、就業に関する移動の場合に、一般に労働者が用いるものと認められる経路及び方法をいいます。合理的な経路については、通勤のために通常利用する経路であれば、複数あったとしてもそれらの経路はいずれも合理的な経路となります。

また、当日の交通事情により迂回してとる経路など、通勤のためにやむを得ず利用した経路も合理的な経路となり得ます。ただし、特段の合理的な理由もなく、著しい遠回りとなる経路をとる場合などは、合理的な経路とはなりません。次に、合理的な方法については、鉄道、バス等の公共交通機関を利用する場合、自動車、自転車等を本来の用法に従って使用する場合、徒歩の場合等、通常用いられる交通方法を平常用いているかどうかにかかわらず、

一般に合理的な方法となります。

(二) 逸脱・中断があるとき
移動の経路を逸脱し、又は移動を中断した場合には、逸脱又は中断の間及びその後の移動は「通勤」とは扱われません。

したがって、私用のために通常用いている経路を逸れたり、立ち寄った場所があるときは、逸脱や中断後に被災しても、その傷病については労災保険の保険給付の対象とされないこととなります。

ただし、通勤途中の逸脱又は中断が日常生活上必要な行為（後述）であって、厚生労働省令で定めるやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、逸脱又は中断の間を除き通勤として扱われます（例えば、通常の経路に戻った後の被災による傷病が保険給付の対象となり得る）。

- 「日常生活上の必要な行為」とは、以下の行為です。
- ① 日用品の購入その他これに準ずる行為
 - ② 職業訓練や学校教育、その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に

資するものを受ける行為

- ③ 選挙権の行使その他これに準ずる行為
- ④ 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為
- ⑤ 要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の介護（継続的に、または反復して行われるものに限ります。）

※ ⑤は、平成二十九年一月より通勤災害の対象範囲の変更が行われています。

二 保険給付

(一) 保険給付の種類

通勤災害に伴って支給される保険給付には次のものがあります。

- ① 療養給付
診察や治療等の現物給付として行われます。労災病院以外で療養を受けるとき等には、療養の費用の支給が行われます。健康保険制度のように療養機関の窓口での一部負担金（例えば、医療費の三割を負担するなど）が生じない点は、労災保険と健康保険の異なる点です。
- ② 休業給付

通勤により負傷し、又は疾病にかかり療養のために働くことが出来ず、給与の支給がないときに支給されます。

休業の第四日目から支給され、休業一日につき、給付基礎日額（平均賃金相当額）の六十%が支給されます。

③ 傷病年金

傷病年金は、労働者が仕事上のケガや病気で療養（治療等）を開始してから一年六か月を経過しても治らず、かつ、その傷病による障害の程度が傷病等級表に該当する場合にその障害の状態が続いている間支給されます。年金の給付日数は、ケガ等の程度に応じ、給付基礎日額の三百十三日分から二百四十五日分です。

④ 障害給付（年金または一時金）

傷病が治った後に身体に残った障害の程度に応じ、年金（障害等級第一級から第七級）または一時金（障害等級第八級から第十四級）が支給されます。

⑤ 遺族給付（年金または一時金）

通勤災害により死亡したとき

には、一定要件を満たす遺族に遺族年金が支給されます。ただし、遺族年金を受けることができる遺族がない場合や遺族年金を受けていた受給権者のすべての人が権利を失った場合に、すでに支給された遺族年金の合計額が給付基礎日額の千日分に満たないときは、一定の遺族に対し一時金が支給されます。

⑥ 葬祭給付

通勤災害により死亡した労働者の葬祭を行う者に支給されます。

支給額は、三十一万五千円に給付基礎日額の三十日分を加算した額（この額が、給付基礎日額の六十日分に満たない場合には給付基礎日額の六十日分）とされます。

⑦ 介護給付

通勤途中の負傷や疾病により、一定の障害が残っている労働者が常時介護又は随時介護を受けている場合に支給されます。支給額は、常時介護または随時介護のいずれに該当するか等により上限額や最低保障額が定められています。

なお、労災保険では、保険給

付と併せて特別支給金の支給（例えば、休業給付受給者には給付基礎日額の二十%）も行われています。

(二) 業務上災害との差異

業務上災害と通勤災害では、保険給付の内容（休業補償給付の給付割合や各種給付の支給日数など）は同じですが、①の療養給付を受ける者については、原則として二百円の一部負担金が徴収される点は、業務上災害のときと異なります。

二百円の一部負担金は病院等の窓口で支払うのではなく、②の休業給付を受けるときに、休業給付の額から減額する方法により行われます（休業給付を受けない者や、同一の通勤災害に係る療養給付について既に自己負担金を納付した者などは一部負担金を徴収されません）。

三 第三者行為災害

通勤途中に交通事故に遭遇した場合など、災害が第三者の行為等で生じたとき（第三者行為災害といえます。）は被災者等は第三者に対し損害賠償請求権を取得すると同時に、労災保険に対して給付請求権を取得す

ることとなります。

この場合、同一の事由について両者から損害のてん補を受けることになれば、実際の損害額より多くが支払われ不合理です。

このため、第三者行為災害に関する労災保険給付と民事損害賠償との支給調整について次のように定められています。

① 先に政府が労災保険給付をしたときは、政府は、被災者等が第三者に対して有する損害賠償請求権を労災保険給付の価額の限度で取得する。

② 被災者等が第三者から先に損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で労災保険給付をしないことができる。

被災者等が第三者行為災害について労災保険給付を受けようとする場合には、「第三者行為災害届」を提出する必要があるとされています。提出時に添付することとされている書類もあります。

第三者行為災害に該当するときの手続きについての不明点等は、被災者の所属する事業場を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください。

「職場情報総合サイト」

平成30年9月末に、厚生労働省において「職場情報総合サイト」が開設されます。

これまで若者・女性といった個別分野ごとの職場情報については、「若者雇用促進総合サイト」や「女性の活躍推進企業データベース」、「両立支援のひろば」などのサイト(以下、「3サイト」と表示します。)を通じて情報提供が行われていました。

ところが、横断的な検索手段がないため、企業の情報を多面的に知りたい場合には様々なサイトに散在している情報を個別に収集しなければなりませんでした。

そこで、以下のような情報を一括して掲載することにより、今後は利用者が横断的に検索・比較できるようになります。

掲載は、前述の3サイトに掲載されている企業情報が対象となり、「職場情報総合サイト」に情報を掲載する場合は、3サイトのうちいずれかに登録を行います(登録

方法は各サイトをご確認ください)。

＜掲載情報の例＞

- ・採用状況に関する情報
- ・働き方に関する情報
- ・女性の活躍に関する情報
- ・育児・仕事の両立に関する情報
- ・能力開発に関する情報等

＜サイトでできること＞

- ・職場改善に積極的な企業を検索
- ・関心、興味のある企業の職場情報を収集
- ・様々な分野の職場情報をワンストップに収集
- ・企業間の情報を横断的に検索・比較

＜登録による企業のメリット＞

- ・職場情報が掲載されることで自社のPRにつながる。
- ・職場情報の事前提供で、より良いマッチングが実現。
- ・雇用管理が良く、職場改善に積極的に取り組んでいる企業が、より求職者から選ばれる。

「労働時間改善指導・援助チーム」を編成(労働基準監督署)

平成30年4月より、全国の労働基準監督署において、働く方々の労働条件の確保・改善を目的とした「労働時間改善指導・援助チーム」が編成されました。

この中の「労働時間相談・支援班」では、全国の労働基準監督署内に「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、窓口と電話対応により、次のことが行われています。

- ・労働時間制度全般(時間外労働や36協定等を含む)の相談
 - ・変形労働時間制などの導入の相談
 - ・長時間労働の削減に向けた取組の相談
 - ・労働時間の設定改善の際に利用可能な助成金の案内
- 受付時間は平日の8時30分から17時15分です。

なお、「調査・指導班」では、任命を受けた労働基準監督官により、長時間労働を是正するための監督指導等を行っています。

高額療養費多数回該当の取扱い(国民健康保険)

高額療養費の多数回該当とは、被保険者の負担軽減の観点から、同一保険者(国民健康保険を運営する市区町村)から過去十二月以内に高額療養費が支給されている月数が三月以上ある世帯において、「四月目」以降は、当該世帯の自己負担限度額を引き下げる制度です。

従来の国民健康保険制度は市区町村が運営主体となっていたため、異なる市区町村に転居した場合、高額療養費の該当回数 は通算されませんでした。

平成三十年四月からは都道府県と市区町村が共同保険者となつて国民健康保険の運営が行われ、同一都道府県内の他市区町村に転居したときは、世帯の高額療養費の多数回該当に係る該当回数は引き継がれることとなりました。

経営者が やっては いけない事



中小企業経営者の方は、販路拡大、商品開発、在庫管理等様々な課題を抱えています。

経営コンサルタント・A氏は、これら経営上の課題から生じる困難は、ベテラン経営者なら何とか克服する、しかし、経営外のことから生じる問題で冷静さを失う場合があり、そのことにより倒産に追い込まれることがある、と注意します。

では、A氏の注意する内容は「一、金を貸す。二、判（印鑑）をつく。三、役（役職）に就くことである。つまり、金を貸すな、判つくな、役つくな、の三つのことをしないことが難を避ける」といいます。
A氏は「三スルナ」と口癖のように話します。

一 金を貸すナ

「私はお金に関しては、しっかりと管理している」と思っている経営者は多いです。

実際には売掛金の回収遅れは相手企業にお金を貸していることですが、このことは経営上のことですので、皆様も対処するでしょう。

A氏の話す「金を貸す」とは経営外のことです。

事例を見ましましょう。

兵庫県K区、土木基礎工事業N社、社長N。業歴十五年、従業員十一名。

四十代後半の社長Nさんは度胸があると他所の人は見ているし、自分もその気になっていま

普段、社員から「社長！マージャンで負けたので、給料日まで五万円貸してくれ」とか、知人から「田舎のおふくろの見舞いに行くんで、今月中には返すから十万円貸してくれ」…。

この様な際に気前良く金を出す一方、K信金の定期預金では積んだり、積まなかったりとなつていきました。

ある時、大きな工事が遅れ予定した資金が入らず、K信金に借入を申し込んだところ否決されました。

いままです貸してくれたのに…。資金繰りに困っているところにNさんの弟の友人から「俺が知っている所が金を貸してくれるヨ」とS社（街金業者）を紹介されました。

違和感はあったものの、一時しのぎにはこういう方法もある」とばかり金を借りたのです。

一カ月後返済の金額はムリとS社へ平身低頭して説明したところ、S社はアツサリと快諾。この様な繰り返しの後、NさんはS社の言われるまま、委任状やら不動産謄本、訳の分らない書類に次々と判を押し、九カ月

後に倒産。（注、街金業者は手形貸付、保証人貸付、担保貸付等の各々得意分野での融資を行う。S社は担保貸付業者に当たる）
Nさんの例に見るだけではなく個人間の金の貸し借りはしないよう注意して下さい。

二 判をつくな

判をついての失敗は枚挙にいとまがありません。

事例で見ましましょう。

東京都S区、機械加工業D社、社長D。業歴四十一年、従業員二十三名。

Dさんの外出は多く、留守の間に印鑑が必要なことも度々。この様なことからDさんは役員が判をつくことを大目に見るようになりました…。

現在、Dさんは奥さんにズボンの裏にポケットを縫ってもらい印鑑を持ち歩いている。

何故このようになったのかDさんは決してしゃべろうとはしませんが、親しい経営者にだけ話します。「僕は実印を押す時は髪の毛を一本、書類の上において押印するんだ。ある契約を巡り、裁判沙汰になり、

その時に誰が実印を押したのか
が焦点となったが、裁判所は鑑
定の結果、髪の毛のない押印で
あると私の主張を認めてくれた」
とのことで、Dさんは難を逃れ
たそうです。

話を本題に戻します。

A氏の言う「判をつくナ」は
「連帯保証人の印鑑を押すナ」
ということです。

確かに、裁判になっても連帯
保証の判が押してある案件はど
うにもならない、というのが弁
護士の意見です。

金融機関が中小企業経営に対
する融資を実行する場合、借入
本人以外に他の人の連帯保証を
求める場合は多い。

金融機関にとつて債権保全(融
資の回収)は、借入本人だけで
は心許無いため、保証人を取り
融資を実行しようとしています。

したがって、金融機関側にす
れば、保証人は借入れを行った
本人の代位弁済することは、当
然の義務であると考えますし、
保証人側からすれば、「俺は頼
まれたから判をついただけだヨ」
といった意識のズレがあります。

別表は金融機関の連帯保証の

扱いを紹介したのですが、見
て頂くと、連帯保証の意味がご
理解頂けると思えます。

三 役つくナ

東京J地域の信用金庫関係者
の集まりの話です。

Y支店長が、「私のところでは
ゴルフ会があり、会員企業X
社のX社長に会長をお願いして
いるが、その後、何が原因なの
か分からないがX社の業績が落ち
てきている」と話します。する
と他の信用金庫支店長も、「私の
所もだ」と同調する声があつた
そうです。

また、地方自治体の商工相談
員の話でも「多くの商店会長の
店を見ているが、どういふ訳か、
その店が繁盛しているように見
えない」と言います。

先述のA氏によると、「商店
会長の役職の労力が十だとすれ
ば、副会長や他の役員は二又は
三だろう。また、ゴルフ会とい
つた一見、簡単そうに思える会
でも、会長となると毎回出席し、
しかも会の運営に気を配るのは、
かなりの労力を使う」と話しま
す。

経営者の方は同業組合、商工
団体から町会、青少年育成委員
会等々いろいろなる所から、「顔
をチョツと出すだけで良いです
から」と役員を頼まれることが
あるでしょう。

無下に断るわけにはいかな
いと思えますが、どの位労力を自
分は使えるかを考え、安易に引
き受けることは避けたいもので
す。

保証人に対する督促は、時期及び方法が適切でなければ、一般的な協力が
得られず、代位弁済交渉は難行する。また、保証人は、一般に返済意思が弱く、
債務者と親類、取引先、知人等の関係にあるから、債務者の返済履行にその関
係の活用も考えられる。保証人督促にあたっての留意事項

表

留意事項	内容
①保証意思の再確認	保証人督促でまず行うことは保証意思の再確認です。これは、審査・契約時の意思確認のフォローであり、保証否認の防止を図るためである。 保証意思の再確認にあたり、次の措置をとる。 イ. 面接した時には、今後の返済方法などを記載の念書等に署名をもらうよう努力する。 ロ. 債権者との関係、保証した動機等を確認するとともに書面でまとめる。 ハ. 保証人あて郵便により保証人であることの実事を通知する。
②延滞の事実と延滞状況の通知	保証人は、債権者が延滞したことにより、代位弁済の危険を負担しなければならないことから、延滞の事実は早めに通知するとともに、延滞状況及び債権者との交渉経過を知らせる。
③債権者から保証人督促の猶予を求められたとき	イ. 債権者に対し返済計画を立てさせ、当計画の履行の厳守を条件とし、万が一、履行を怠るときは、保証人への督促を実施する旨を確約させる。 ロ. 債権者の弱点である保証人との関係を活用し、約束履行のないまま引きずられて、管理が中断しないよう注意する。

※ 表は元金融機関・関係者の話等を参考に作成

重要な経理

社員が5人、10人と増えていくと、従前は、できて「当たり前」、やるのが「当たり前」ということができなくなっています。

あの松下幸之助氏も、「事業を始めた当初は、家内と義弟の3人で、いわば食べんがために、ごくささやかな姿で始めたこともあり……。」

大半の方は、事業の出発時は松下氏と同様であり、起業後の一定の時期、発展段階で悩むことになる。

つまり、社員の数が少なかった時は、少なかったその上に、もっとも優秀な社員である経営者が密着して指導していたからです。換言しますと、その企業の社員である経営者のウエイトの高さが利益の高さにつながっていると言えます。

創業時、2～3人で頑張っている時期は企業活動の「当たり前」を「当たり前」にできていたのですが、従業員が増えてくると、

それを制度として定着させることが企業存続のための条件となるのです。

経営状態を把握するために、月次決算をできるだけ早く行う。

「当たり前」のこのの中に、経理関係、つまりはお金のこと（調達の問題ではありません）の把握が重要です。

日々の経営の状況は試算表という形で把握できます。ところが、足踏み状態の企業でその試算表の作成が1か月も2か月近くも遅れている。

少しでも問題を早く把握して対策を打つことで問題が発生しても火は小さく、消すこともできるのです。

業種によっては、月次決算を「次の月の一週間が経過した時点まで」というのは厳しいかもしれませんが、最低限必要な科目の動きが試算表で掴めればよいのです。とにかく、大筋を早く把握する。そのために会計事務所と相談して欲しいものです。

ファーストペンギン

ファーストペンギンという言葉を知ることがありますか？

これは、海に魚がいる（えさがある）とリスクを冒して最初に飛び込んでいくペンギンのこと。

これに対し、セカンドペンギン達は、他がうまくいったので実行しようというペンギンの群れをいうそうです。

中小企業経営者はファーストペンギンと同様、“答えが無い難関と困難”に日々、向き合います。

さて、巷には“自社のドメインを決めて差別化の戦略を構築するには”等の経営セミナーが盛んに開催されています。

残念ながら自社の経営には役立たないことが度々です。

何故ならば、経営者は答えの無い課題に取り組む（成功確率は22%ともいわれる）ファーストペンギンだからです。

「経営理念を作るときに」

経営理念を作るときのヒントに「三人の石切職人の話」があります。

旅人が、彼ら三人に「何をしているのか」と聞くと、職人A「生活をするためにお金を稼いでいる。職人B「硬い石を切るため努力している。職人C「皆の安らぎの場となる教会を作っている。」

これらの答えが経営理念で、

経営理念は経営していく上での判断基準になります。

つまり、経営理念は「いったい経営者は事業で何を成し遂げたいのか」という答えを指すのです。

さて、目標は大きければ大きい程良い、という経営理念は誤りです。作成者の寿命からみて、その期間内に実行可能か否かを考慮することが大事です。

歌 舞 伎

スーパー歌舞伎

野郎歌舞伎

若衆歌舞伎

女歌舞伎

かぶき踊り

歌舞伎の世界

平成25年に東京の歌舞伎座がリニューアルされたのに続いて、平成30年には名古屋の御園座がリニューアルされました。

歌舞伎は、能楽や文楽のように、日本を代表する伝統芸能の一つです。歌舞伎は、「傾く(かぶく)」という動詞から生まれた言葉で、この動詞には「並外れている」や「常軌を逸している」という意味があります。

歌舞伎の歴史

歌舞伎が誕生したのは、江戸時代の初めごろだといわれています。この頃に、出雲の巫女を名乗る「国」という女性があらわれて、京に上り派手な身なりの男の扮装をして踊ったそうです。この女性の「かぶき踊り」が歌舞伎の始まりとされています。

かぶき踊りをまねた女性芸人などが次々と現れて、京や江戸など各地で興行が行われ、「女歌舞伎」と呼ばれました。しかし女歌舞伎は風紀を乱すという理由で1629年ごろに禁止されました。女歌舞伎が禁止されたことで、成人前の少年が演じる「若衆歌舞伎」に人気が集まりましたが、程なく同じ理由で禁止されるようになりました。そこで、前髪をそり落とした野郎頭の成人男性が演じる「野郎

歌舞伎」が興行されるようになりました。

その後、時代の変遷に伴って歌舞伎も形を変えていきました。戦後はGHQによって、歌舞伎の主要な演目について上演を禁止され、存亡の危機に陥りましたが、関係者の努力により、1947年には全面的に上演が許可されるようになりました。1985年には日本最古の芝居小屋である金丸座や海外で公演が行われたり、翌年には歌舞伎の手法を取り入れながら最新の衣装や音響などを駆使した「スーパー歌舞伎」が登場したりと、幅広い客層に歌舞伎が親しまれるようになりました。

見得・女形・隈取

歌舞伎には、独特な化粧や演技があります。

感情が高まったことを表現するために、役者が動きを止めてポーズをとる演技を「見得」といいます。衣装を派手に広げたり、足を踏ん張ったりして、その役者をクローズアップさせる効果があります。役によっては首を回したり目玉を寄せて睨んだりして、より効果的に見せることもあります。

歌舞伎の独特な化粧法を「隈取」といいます。顔や手に赤・藍・茶などの色を用いて血管や筋を描くもので、役柄によって色が決まっています。赤色は、勇気があ

ってエネルギーなヒーロー役に使われます。藍色は、邪悪なマイナスのパワーを持つ悪人や敵役に使われます。茶色は、鬼や妖怪など人間以外の不気味な役に使われます。

女性の役を演じる役者のことを「女形」といいます。男性が考える理想の女性として演じられます。坂東玉三郎や中村七之助が代表的な女形です。

歌舞伎の観劇

歌舞伎を観劇する場合、基本的にドレスコードはありません。普段着で観劇することができますが、着物を着ていくなどおしゃれをしていくことで観劇気分を盛り上げる方もいます。ただ、帽子をかぶったり髪の毛を盛ったりすることは、後ろの席に座っている人の観劇を邪魔することになるので、避けたほうが良いでしょう。

上演中は、写真やビデオ撮影は禁止されています。携帯電話の電源を切っておくことはもちろんのこと、私語や雑音を立てないように気を付けましょう。

全国には、歌舞伎座や御園座など、歌舞伎を観劇できる施設が多くあります。施設によってはイヤホンガイドを借りることができる場所もあるので、一度観劇に行かれてはいかがでしょうか。

80代の親と50代の子供

進学や就職に失敗したことなどが原因で、いわゆる「ひきこもり」になる若者が多いことが、以前から社会問題になっていました。実際に内閣府の調査によると、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない「若年無業者」の人数は、1995年は約45万人だったのが、2013年には約60万人に増えています。

ひきこもりの問題の対象者は若者と捉えられていましたが、最近ではひきこもりが長期化し、そのまま中高年になってしまうことも問題視されています。上述の内閣府の調査でも、35～39歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない人は、1995年は約10万人だったのが、2013年には約20万人と倍増しています。また、特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会の調査でも、ひきこもりになっている人の平均年齢や平均ひきこもり年数は年々上昇・長期化しているという結果が出ています。

ひきこもり状態が長期化して中高年になり、その人の親も高齢となって収入が減ったり病気や要介護状態になったりして、経済的に困窮する家庭が増えています。このような状態を「80代の老親と50代のひきこもりの子」という状態から「8050問題」として、最近クローズアップされています。

ひきこもりとは

厚生労働省は、「仕事や



学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6ヶ月以上続けて自宅にひきこもっている状態」を「ひきこもり」と定義しています。ひきこもりの原因の一つとして、不登校が挙げられます。不登校になることで教育を受ける機会を失ってしまい、進学や就職のハードルが高くなり、ひきこもりへと進行していくケースが多いようです。

また、平成28年に行った内閣府の調査によると、ひきこもり状態になったのは20～24歳ごろと答えた人が34.7%と最も多くいました。これらの人の中には、成人後に就職や仕事で社会になじめなかったことから、ひきこもり状態になった人も一定数いるようです。

ひきこもりの実態調査

内閣府は、以前からひきこもりについての実態調査

を行っています。しかしこの実態調査は、39歳までの人を対象に行っていました。

昨今、ひきこもりの長期化や高齢化が深刻になっていることから、内閣府は平成30年度に、40～59歳を対象としたひきこもりの実態調査を行うことにしました。全国の5千世帯を対象に、本人や家族についての就労や生活状況、外出の頻度、ひきこもりになったきっかけやひきこもりの期間などを、調査員が自宅を訪ねて聴き取りをすることが検討されています。

ひきこもり対策

厚生労働省では、従来からひきこもりについての相談などの取り組みを行ってきました。平成21年度には、ひきこもり地域支援センターを設置して、ひきこもりに対する支援を強化してきました。平成25年度には、ひきこもり支援に携わる人材を養成し、養成された人材を地域に派遣して訪問支援などを行う事業を進めてきました。

平成30年度には、これらのひきこもり対策推進事業を拡充・強化していくことにしています。具体的には、福祉事務所を設置している自治体単位で実施されている就労準備支援事業において、訪問支援などの取り組みを含めた手厚い支援を充実させることや、ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能などを強化することで、市町村による隙間のないひきこもり支援の実現を目指していきます。

ポケットチェンジ

皆さんは、海外旅行に出かけた時に、余った外国硬貨や外国紙幣の処理に困ったことはありませんか。両替が面倒だったり、そもそも外国硬貨は両替ができなかったりで、多くの方が帰国してから外貨を手元に残しているのではないのでしょうか。2015年に行われた調査によると、海外旅行時に外貨を余らせている人が86.5%、そのうち63.1%の人がその外貨を家に保管しているそうです。家に保管されている外貨の平均額は、18,353円にもなるそうです。

ポケットチェンジは、海外旅行などで余った外貨を空港などに設置された端末に投入することで、国内で使える電子マネーや各種ギフト券などに交換したり、ユニセフなどに寄付をしたりすることができるサービスです。米ドル・ユーロ・中国元・韓国ウォン・日本円の5種類については紙幣と硬貨に、香港ドル・タイバーツ・台湾ドル・

シンガポールドル・ベトナムドン の5種類については紙幣にのみ対応しています。日本に観光などで訪れた外国人が日本円を余らせることも想定して、日本円にも対応しているようです。

使い方は、画面の案内に従って希望する交換先サービスを選択して、外貨現金を投入するだけです。あとは、ICカード型の電子マネーを選択した場合はカードやスマホをかざしてチャージするだけ、ギフト券やクーポン券を選択した場合はレシートを受け取ってレシートの記載内容に従って手続きをするだけです。メールアドレスや電話番号といった個人情報を入力する必要がないので、安心してこのサービスを受けることができます。外貨が混在していても、受け入れることはできるようですが、読み取れない貨幣や対応していない外貨を端末に投入した場合は、その外貨を寄付するか返却してもらうかを選択することができます。

ハッシュタグ

SNS上で使われる「#」という記号を、ハッシュタグといいます。

ハッシュタグの後にキーワードを付与することで、同じキーワードの投稿を検索しやすくすることができます。ハッシュタグは、ツイッターのユーザーが提案して利用され始めたとされています。今では、多くのSNSサービスで利用されています。

ハッシュタグを利用することで、同じテーマに興味のある他の人の投稿を探しやすくなるので、その人と共通の話題で盛り上がることができたり、自分の投稿を見もらうことができたりと、様々なメリットがあります。人気のハッシュタグをランキング形式でまとめているWEBサイトもあり、流行をチェックすることもできます。「#MeToo」のように、世界的に広がったハッシュタグもあります。

発汗によるデトックス効果

発汗によって体内の毒素が排出され健康を保つことができると言われており、ホットヨガなど発汗を促すビジネスは人気を集めています。しかし最近の研究で、発汗には体内の毒素を排出する効果はほとんどないことがわかりました。

カナダにある大学の研究チームによると、普通の人が一日四十五分間の激しい運動を行った

としても、一日の発汗量は二リットル程度で、その汗に含まれる汚染物質は〇・一ナノグラム以下しか含まれていなかったそうです。日本サウナ・スパ協会は、発汗による体内の老廃物の分泌や、身体や皮膚を清潔にする効果があると紹介しています。発汗によるストレス解消やリフレッシュ効果は期待できるようです。